

公表対象随意契約一覧

盛岡赤十字病院

物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
手術顕微鏡修理	1	事務部施設管理課 盛岡市三本柳6-1-1	令和6年7月11日	株式会社ユニハイト 岩手県盛岡市下太田下川原50-8	1,375,000円	選定予定業者は当該機器の納入業者であり、適切な保守の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(会計規則第36条第4項)	
輸血用血液分析装置オンライン保守契約一式	1	事務部施設管理課 盛岡市三本柳6-1-1	令和6年7月14日	株式会社バイタルネット 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3-1-12	1,054,790円	当該装置の納入業者であり、適切な保守の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(会計規則第36条第4項)	
医療用画像管理システム保守契約一式	1	事務部施設管理課 盛岡市三本柳6-1-1	令和6年7月23日	コセキ株式会社 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目4-14	12,594,120円	当該装置の納入業者であり、適切な保守の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(会計規則第36条第4項)	

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合は、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときには、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更をくわえることその他の所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。